

令和8年度

業 務 () 設 計 書

業 務 名 学校給食センター給食食器購入業務

業務箇所 西伯郡伯耆町吉長

業 務 設 計 書

金 円也

概要

- 1. 業務名 学校給食センター給食食器購入業務
- 2. 業務場所 西伯郡 伯耆町 吉長
- 3. 業務概要 各小中学校で使用する給食食器について経年劣化のため更新する。(トレー、ボウル3種類、皿 950組)
 既存食器を回収し廃棄処分する(トレー、ボウル3種類、皿 合計4,200個)

内 訳

名 称	名称・形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
長角トレー	STL-2735LYE	950	枚			
ボウル	PNB-28E CLO	620	枚			小学生ごはん椀
ボウル	PNB-30E G	950	枚			小学生汁椀、中学生ごはん椀
ボウル	PNB-32E CLO	330	枚			中学生汁椀
角仕切皿	PNS-23E CLO	950	枚			
既存食器廃棄処分費用		1	式			
小 計						
消 費 税						
合 計						

物品購入仕様書

業務名

学校給食センター給食食器等購入業務

購入物品

別紙明細書のとおり

納入場所

伯耆町立学校給食センター 西伯郡伯耆町吉長 42

基本事項

【信頼性】

購入物品については、受注者が責任をもって調達すること。

購入物品に欠陥が発見されたときは、発注者に連絡し迅速かつ的確に対応すること。

【適用基準】

本仕様書に記載されていない事項で関連するものは、伯耆町財務規則を適用する。

【納入期間】

令和8年12月28日までに納入を完了させること。

【既存物品撤去】

納品に伴い不要となる使用済みの食器は、関係法規に基づき適切な処理をすること。

【搬入作業等】

納入スケジュールについては、事前に担当職員と協議を行うこと。

空箱・梱包材等の不用品は受注者が持ち帰り廃棄すること。

購入物件及びその納入について疑義が生じた場合は双方で協議を行うものとする。

【保守】

製品の欠陥等に起因する問題が生じたときは、速やかに対処するとともに納品から一年間の保証責任を負うものとし、製品を交換すること。